

主 文

被告人を懲役 3 年に処する。

未決勾留日数中 180 日をその刑に算入する。

この裁判が確定した日から 5 年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第 1 (令和 7 年 4 月 15 日付起訴状記載の公訴事実第 1)

A 及び B と共謀の上、C (当時 26 歳) を営利の目的で誘拐しようと考え、令和 6 年 8 月 20 日午後 3 時 23 分頃、大阪市内において、A が、アプリケーションソフト「インスタグラム」の通話機能を用い、C に対し、同人を同所から連れ去って被告人らの支配下に置こうとしていることを秘し、「今大阪にいてるから、会おうや。近くにいるから、飯でも行こう。」などと言って C を呼び出し、同日午後 3 時 54 分頃、同市 (住所省略) 北側路上において、同人を同所に駐車中の自動車に乗り込ませ、同日午後 4 時頃、(住所省略) 北側路上において、被告人及び B が同車に乗り込み、A が同車を発進させて、C を被告人らの支配下に置き、もって営利の目的で C を誘拐した。

第 2 (前記起訴状記載の公訴事実第 2)

A 及び B と共謀の上

- 1 同日午後 4 時 30 分頃、同所から堺市 (住所省略) 南側路上に至るまでの間を走行中の車内において、B が、C に対し、同人の身体を殴打し、同人の後方からその首に腕を回して絞め、同人の使用するスマートフォンを取り上げ、同人の身体にスタンガンを当てて電流を流すなどした上、被告人及び B が C の動静を監視し、A が同車を疾走させて、同日午後 5 時 25 分頃、C を前記 (住所省略) 南側路上で降車させるまでの間、同人が同車から脱出することを著しく

困難にし

- 2 同日午後6時46分頃、同所において、Bからの暴行により畏怖していたCを同車後部座席の被告人及びBの間に乗車させた状態で、Aが同車を発進・疾走させて、同日午後7時28分頃、Cを前記（住所省略）北側路上で降車させるまでの間、同人が同車から脱出することを著しく困難にしもって同人を不法に監禁した。

第3（令和7年5月28日付け起訴状記載の公訴事実）

令和7年1月8日頃から同月10日までの間に氏名不詳者が誘拐して宮城県からタイ王国に連れ出したD（当時17歳）を、同国からミャンマー連邦共和国に移送しようと考え、氏名不詳者と共謀の上、同日（現地時間）、タイ王国内において、Dを船舶に乗せるなどして同国の領土外に運び出し、ミャンマー連邦共和国所在の居住施設に到着させ、もって誘拐された者を所在国外に移送した。

（量刑の理由）

被略取者等所在国外移送について、被告人は、日本からタイ王国に連れ出された当時17歳の被害者をミャンマー連邦共和国へと移送した。被害者の自力での帰国や保護者による追跡を困難にする悪質な犯行である。若年の被害者は、逃げ出せない状況に陥って不安や恐怖を感じ、不慣れな土地での生活を余儀なくされており、結果は重い。本件当時、被告人が、被害者の年齢や属性のほか、タイ王国に来るまでの経緯の詳細を認識していたことを認めるに足りる証拠はないものの、詐欺組織からの依頼を安易に引き受けて本件移送に加担したこと自体、厳しい非難に値する。

また、営利誘拐、監禁についてみると、被告人は、共犯者2名と連携して、逃げる隙を与えずに被害者を誘拐した上、合計約1時間半にわたって、被害者を疾走する自動車内に監禁した。被害者の行動の自由を害した程度は大きい。監禁にあたって、共犯者が被害者に粗暴な暴行を加え、肉体的苦痛を被らせたことも無視できない。

以上によれば、本件犯情は総じて悪質であり、実刑を選択することも十分ありうる事案といえる。

もともと、被告人は、事実を認め、被略取者等所在国外移送の被害者及びその父との間で示談を成立させ、150万円を支払った。また、営利誘拐、監禁の被害者に対しては、共犯者1名による被害弁償として1300万円が支払われている。加えて、情状証人として出廷した被告人の知人は、社会復帰後の被告人を雇用して監督する旨述べており、被告人も、詐欺組織などの反社会的勢力には関わらず、前記知人が経営する会社で働き、家族のもとで暮らしながら更生したいと述べている。なお、被告人に前科はない。

そこで、以上を考慮すると、被告人を直ちに実刑に処すことはやや躊躇されるところであるから、今回に限り、主文のと通りの執行猶予付きの刑に処することとした。

(求刑 懲役4年6月)

令和8年1月21日

仙台地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 須 田 雄 一

裁判官 小 林 礼 子

裁判官 高 橋 祐 梨 子